

栃木の国保

Vol. 65
2015.3

TOCHIGI NO KOKUHO

SPRING



栃木県国民健康保険団体連合会

■巻頭言	1
■「改革への挑戦 高根沢町」	
高根沢町長 加藤 公博	
■メインテーマ	2
■平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会 通常総会	
■国保連協会長プロフィール	6
■ジェネリック医薬品の利用促進	
鹿沼市 奈良部 実	
■突撃ルポ 保険者みてある記	7
第107回 茂木町	
■安全・安心で健康に過ごせるまち	
■特別寄稿①	10
■第4回	
■「八丈島における徴収改革」	
■「法律どおりやろこん！！」	
NPO 法人ローカルガバメント・ネットワーク理事長 堀 博晴	
■特別寄稿②	13
■第4回	
■習慣化の科学	
株式会社キャンサーズキャン 石川 善樹・川本 彩多利	
■保健師活動報告	16
■特定保健指導参加率アップに向けて	
日光市 保険年金課保健事業係 保健師 富田美智子	
■保険者だより	18
■笑顔があふれ元気で心あたたまるまち	
那珂川町	

■私の趣味と健康法	19
■ゴルフと歩くことが健康の源	
栃木市 保険医療課長 村上 賢司	
■ただいまこくほ最前線	20
■継続は力なり	
真岡市 国保年金課 保険税係	
主査 大関 美穂	
■毎日が勉強です	
市貝町 町民くらし課 国保年金係	
主事 小滝真由香	
■レポート	21
平成26年度保健事業専門研修(第2回)	
平成26年度国民健康保険料(税)徴収事例研究会	
■歩こう、歩こう!あの道この道	22
■関東ふれあいのみち	
■「鯉と山あいのみち」を歩こう	
■国保連合会からのお知らせ	23
■編集後記	23

〈表紙の写真〉

(茂木町)

茂木駅ききょうホールで、2月7日(土)から3月4日(水)までの1ヶ月にわたり、ひなまつり展を開催しました。

町内の皆さまからお借りしたひな人形や、保育園、幼稚園の作ったかわいい

ひなかざり、「NPOお茶の間」の会員が作成した、つるし雛などが飾られました。

期間中、ご来場いただいたお子さま(未就学児)には、ひなあられのプレゼントがあり、ボランティアで「NPOお茶の間」の皆さまが、お茶の接待をしてくださいました。

期間中は、多くの皆さんに来場していただきました。



卷頭言



高根沢町長
加藤 公博

「改革への挑戦

高根沢町

皆さま方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、間もなく新年度を迎えるにあたりまして、巻頭のご挨拶を申し上げます。

さて、今年の通常国会において安倍総理大臣は、社会保障改革、地方創生等の様々な分野で「戦後以来の大改革」を図る施政方針演説を行いました。本町にも改革の時が来ております。

平成27年度は町の振興計画である「地域経営計画2006」の計画最終年度であり、平成28年度から始まる新たなまちづくり「地域経営計画2016」の計画年度でもあります。計画策定のため町民の方々にご協力を頂いて実施した町民意識調査の結果を基に「あらゆる行政分野にお

て、ひたすら町民の皆さんの生活実感を上げること」を基本概念として策定し、より現場の実情に即した柔軟な計画執行を図ってまいります。

また、平成26年度では定住人口4万人へ挑戦するための第一歩として「町定住人口増加プロジェクト」を策定しました。本町の人口は、順調に増加してまいりましたが、平成19年度から減少傾向となりました。要因としては少子・高齢化の進展のほか、借家世帯の他市町流出等、社会減少が大きくなったためです。このまま対策を講じなければ町活力の低下程度ではなく町の存続が危うい事態となることから、敢えて「増加」という高いハードルを課しました。そのため、超長期的視野に立った「まちづくりの羅針盤」を確立する必要がありますが

り本プロジェクトの策定に至りました。平成27年度はプロジェクト開始元年ですので、できることから着実に取り組んでまいります。

次に、町の国保事業については、特定健診と保健指導の推進、及び年々増加傾向にある人間ドック等の受診者に対して助成を行っています。また、日常生活の健康の基本は運動不足の解消と、少しずつ筋肉を貯めるイメージから「貯筋通帳」を利用した「たんたんウォーキング事業」も推進しています。

さらに、医療費削減のため後発医薬品の普及にも努め、被保険者に対し年2回、後発医薬品の差額通知を送付しており、参考ですが本町の使用割合は町全体で約59%、県内第二位という結果をあげています。

しかしながら、医療費や介護給付費の抑制とまでは至らないのが現状であり、町の活性化は、まず健康からの推進と、健康づくりに対し組織の横断的な取り組みを推進してまいります。



平成27年度事業計画・歳入歳出予算など可決承認
 平成26年度
 栃木県国民健康保険団体連合会通常総会

2月24日（火）、国保連合会大会議室において平成26年度通常総会が開催され、議決事項として平成27年度事業計画及び各会計予算等26議案すべてが、原案どおり可決承認された。

保険者の負託に応える業務展開を



佐藤理事長

はじめに、佐藤理事長（宇都宮市長）が、社会保障制度改革推進本部にて決定された医療保険制度改革の骨子について触れ、この改革が国保制度

創設以来半世紀ぶりの大改革になることを踏まえ、一層の効果的かつ効率的な事業運営に取り組み重要性を述べた。また、平成27年度においても保険者の期待に沿った成果をあげ、負託に応えるため、「保険者のニーズを踏まえた新たな業務を展開して参りたい」とあいさつした。

また、来賓として、栃木県保健福祉部国保医療課長入野好市氏が、国保基盤強化協議会における議論のとりまとめについて触れた。平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるが、保険料の賦課徴収、資格管理・保険給付決定、保健事業などは市町村が引き続き業務を担うため、共同運営に向けて県と市町村が一丸となって取り組んで参りたいと述べた。また、本県の国保税収納率が、平成25年度全国ワースト2位となったことから、「平成30年度の改革に向

けて大きな課題であると認識しているため、国保連合会と連携して収納率向上に向けたより一層の取り組みを推進して参りたい」とあいさつした。



栃木県保健福祉部国保医療課長
入野好市氏

全議案を原案どおり可決承認

本総会では、議長に大田原市長の津久井富雄氏を選出され、議決事項26議案など厳正に審議し、全議案原案どおり可決承認された。



「議長」大田原市長
津久井富雄氏

平成27年度栃木県国民健康 保険団体連合会事業計画

1 基本方針

国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核的な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献している。

しかしながら、医療保険制度をめぐる情勢は、急速な人口の高齢化、医療技術の高度化等により医療費は増高し、加えて経済基調の変化に伴い、医療費の伸びと経済成長との不均衡が拡大するなど医療保険財政、とりわけ国保財政はその構造的要因により、他制度に比較して大変深刻な状況に陥っている。

このため、国においては公費負担を拡充して国保財政の基盤強化を図るとともに、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担い、制度の安定化を図るなどを柱とした、社会保障改革プログラム法に規定された国保制度のあり方を含む医療保険制度改革について、関連法案を通常国会に提出するとされたところである。

また、介護保険制度改革においては、医療提供体制の改革を一体的に進める「地域医療・介護総合確保推進法」が昨年6月に可決成立し、介護予防サービスの訪問介護・通所介護を市町村の地域支援事業への移行（平成27年4月施行）、特別養護老人ホームの入所要件を原則、要介護3以上に厳格化（平成27年4月施行）、一定所得者の自己負担を2割に引き上げ（平成27年8月施行）などが実施される。

本会としてもこのような状況に柔軟に対応するとともに、将来にわたり保険者の共同目的達成機関としての役割と使命を果たすことを念頭に、国民健康保険及び後期高齢者医療、介護給付費等の審査支払業務の充実・強化をはじめ、共同事業の効率的推進、保健事業の支援強化など国民健康保険事業の安定運営の確保に向けて組織体制の整備を図るとともに、保険者並びに関係機関との連携を密にして、より一層の適正な事業運営と更なる保険者へのサービスの向上に努めるものとする。

このため、平成27年度の事業計画は、保険者に満足してもらえぬ国保連合会を目指していくために、次のと

おり重点目標及びその取り組み方針を定め、その企画・運営・実施に当たっては、常に保険者の満足度を高める工夫、価値ある情報の提供などに留意しながら保険者の期待に沿った成果をあげ、負託に応えるものとする。

2 重点目標

(1)国民健康保険事業の安定的運営
保険者の意を体し、安定した国民健康保険事業運営に向けた事業・運動の展開

(2)国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業等の適正執行
査定率向上を意識した効率的なレセプト審査体制の強化・審査精度の向上及び審査支払業務・事務代行業務の効率的推進

(3)共同事業の効率的推進
保険者事務共同電算処理事業の拡充及び各種共同事業の効率的推進

(4)実効性のある保健事業の支援強化
と特定健診等データ管理業務の適正執行
総合的保健事業支援の充実、医療

データの情報提供及び関係団体との連携強化及び特定健診等データ管理業務の適正執行

(5)介護保険・障害者総合支援事業関係業務の適正執行
制度改正等に対応した審査支払等業務の推進による保険者支援強化、介護サービスの質の向上

(6)新規事業への対応
保険者のニーズに応える事業への弾力的対応

(7)成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備
総合的・効果的に事業を展開するための組織体制の整備、職員の資質の向上、事務運営等の改善

(1)国民健康保険事業の安定的運営
国保運営の都道府県化を含む医療保険制度改革を踏まえつつ、国民健康保険事業の安定的運営に向けて保険者と連携を密にし、事務の効率化、調査研究、価値ある情報の提供に努める。また、医療保険制度を将来に

わたって持続可能で安定的な制度にするため、引き続き国保関係者が一丸となり、国民健康保険事業の安定運営に向けた運動を展開する。

(2) 国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業等の適正執行

審査事務共助の充実を図るため、事務共助指導専門員（仮称）を設置し、職員の知識の更なる向上に努める。また、審査委員会への情報の提供などによる効率的なレセプト審査体制の強化を図り、審査事務共助支援システムにおいても、新たに歯科事務共助支援システムを構築し、審査の充実を図る。さらに、出産育児一時金等の支払業務及び後期高齢者医療事務代行業務についても適正かつ効率化を図る。

(3) 共同事業の効率的推進

保険者事務共同電算処理事業の更なる事業の拡充を図るため、国保総合システム機能を活用し、保険者事務の効率化を図る。また、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の効率化、さらには求償金の滞留防止や事務処理システムの更新等に

より第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業の効率化を図る。さらに、海外療養費不正請求対策支援業務の適正な事務の執行に努めるとともに、国民健康保険料（税）収納率向上支援コールセンター事業の利用拡大を図る。

(4) 実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行

生涯元気で活力ある地域づくりを支援するための人材育成、国保データベース（KDB）システムからの医療データの活用などに基づく保健事業を推進するとともに各関係団体との連携強化等により保健事業の実効性を高めるなど、市町保健事業の支援を行う。特に、保険者に義務付けられている特定健診等の受診率向上のための支援も強化する。併せて、特定健診等のデータ管理業務の適正執行に努める。

(5) 介護保険・障害者総合支援事業関係業務の適正執行

地域医療・介護総合確保推進法に基づき介護保険制度改正対応として、

システム改修をはじめ、保険者が取り組む新たな事業に対応し、保険者の事務負担軽減を図る。また、介護給付費等審査支払業務及び障害者総合支援給付費支払業務の充実、介護給付適正化事業の積極的支援、並びに介護サービスの質的向上を図る。

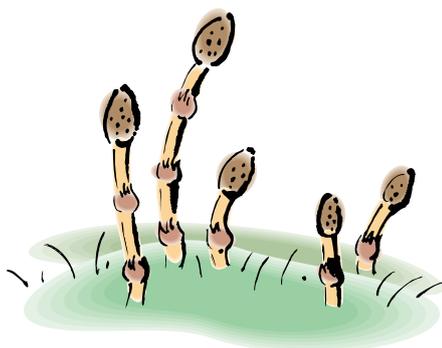
(6) 新規事業への対応

国保運営の都道府県化を見据えた次期国保総合システム更改及び新国保保険者システムの構築に向けた検討分析を行うとともに、必要な外付システムの構築または改修の準備を進める。また、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進を図るため、保険者等がPDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業が実施できるよう本会に設置した保健事業支援・評価委員会において、保険者等への必要な助言や評価を行うとともに、被保険者の疾病予防や重症化予防、健康増進につなげる各種事業を展開する。さらに、柔整適正化システムを利用した柔道整復施術療養費支給申請書の画像データ提供及び、被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整（恒

久化）を実施し、保険者の事務負担軽減を図る。

(7) 成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備

保険者に満足してもらえる成果を生み出す事業を効果的に進めるため、平成27年度本会事業計画の重点目標の取り組み方針に沿って事務局体制の整備、職員の資質の向上、事務運営の改善に努める。



平成27年度栃木県国民健康保険団体連合会予算総括

区 分		平成26年度 (千円)	平成27年度		
			予算 (千円)	対前年度比較増減額 (千円)	前年度対比 (%)
一 般 会 計		(276,875) 276,875	(500,772) 500,772	(223,897) 223,897	(180.86) 180.86
診療報酬 審査支払特別会計	業 務 勘 定	(1,027,967) 1,027,967	(1,078,233) 1,078,233	(50,266) 50,266	(104.88) 104.88
	診療報酬支払勘定	150,935,055	150,955,884	20,829	100.01
	公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	3,804,469	4,437,889	633,420	116.64
	出産育児一時金等に関する支払勘定	5,299,987	5,155,927	△144,060	97.28
	小 計	160,039,511	160,549,700	510,189	100.31
後期高齢者医療事業 関係業務特別会計	業 務 勘 定	(650,218) 650,218	(626,031) 626,031	(△24,187) △24,187	(96.28) 96.28
	診療報酬支払勘定	184,662,837	187,451,760	2,788,923	101.51
	公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	1,016,896	1,160,662	143,766	114.13
	小 計	185,679,733	188,612,422	2,932,689	101.57
保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計		(9,582) 25,527,305	(8,087) 53,153,686	(△1,495) 27,626,381	(84.39) 208.22
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計		(15,210) 466,258	(16,767) 487,056	(1,557) 20,798	(110.23) 104.46
介護保険事業関係 業務特別会計	業 務 勘 定	(220,793) 563,263	(228,819) 597,527	(8,026) 34,264	(103.63) 106.08
	支払勘定	120,741,157	124,677,564	3,936,407	103.26
	公費負担医療等に関する報酬等支払勘定	1,146,364	1,241,449	95,085	108.29
	小 計	121,887,521	125,919,013	4,031,492	103.30
障害者総合支援法 関係業務等特別会計	業 務 勘 定	(47,537) 47,537	(48,994) 48,994	(1,457) 1,457	(103.06) 103.06
	支払勘定	27,508,105	28,675,331	1,167,226	104.24
	障害児給付費支払勘定	1,299,583	1,776,292	476,709	136.68
	小 計	28,807,688	30,451,623	1,643,935	105.70
特定健診保健指導費用決済業務特別会計		(49,710) 1,384,037	(54,654) 1,509,952	(4,944) 125,915	(109.94) 109.09
国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計		(51,984) 2,526,360	(34,733) 2,438,174	(△17,251) △88,186	(66.81) 96.50
職員厚生資金貸付金特別会計		7,849	7,947	98	101.24
合 計		(2,349,876) 528,892,122	(2,597,090) 565,981,130	(247,214) 37,089,008	(110.52) 107.01

【備考】 上記表中、()内の数字は、各会計支払勘定、保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金、第三者行為損害賠償求償金、介護保険事業関係業務特別会計の主治医意見書料及び介護予防ケアマネジメント負担金、特定健診費用決済業務、円滑導入関係諸費(事業費、特定資産支出、借入金償還金、諸支出金、特別会計(国民健康保険診療報酬支払勘定)繰出金)を除いた数字(事務運営に要する経費)である。



鹿沼市 奈良部 実

鹿沼市は、栃木県の中心部からやや南西に位置し、県都宇都宮市の西に隣接しています。また、東京から約100キロメートルにあり、東北自動車道や東武日光線、JR日光線などで結ばれています。

本市の形状は、南東から北西に長方形をなし、面積490.62平方キロメートルの広大な地域を占めています。南東部は海拔150メートル前後の市街地を中心とする平地、北西部は山岳地で海拔1500メートル以上に達し、広大な日光林業地帯を配して、これを水源とする黒川や大芦川などの清流と豊かな自然を共有しながら、年平均気温は13度前後、年間降水量は1600ミリメートル前後で、災害も少なく穏やかな気候に恵まれています。

産業面では、木工業が盛んであり、今年、「木のまち鹿沼」の象徴として、全国に誇れる木造の建物が次々とオープンします。

栗野第一小学校では、新しい校舎での授業がすでに始まり、にっこり保育園も開園、休日夜間急患診療所・休日急患歯科診療所も移転されるほか、南押原コミュニティセンターも

改築されます。

さて、本市の国保運営協議会会長を務められる奈良部実氏は、栄町1丁目自治会長、東部台地区自治会協議会会長、さらには鹿沼市自治会連合会副会長として本市の推進する市民協働の理念に基づき、地域の問題解決や自治振興の推進に中心的な役割を果たされております。

現在、国保運営協議会委員は3期目であり、国保運営協議会会長には、平成25年2月に就任され、厳しい状況にある国保特別会計の持続的・安定的な運営のため、多大なるご尽力をいただいております。

また、国保については、これから国保の財政運営主体が県へ移行するなど大きな変革期を迎えるなか、温厚な人柄と卓越した識見と豊富な経験に基づき、その指導力を発揮していただけるものと期待しているところであります。

「ジェネリック医薬品の利用促進」

国保保健事業の健全化を図ることは、今後も大きな課題であることは、今更申すまでもありません。まず国保の現在の状況を広く理解してもらうための努力をさらに進めていくことです。

そして、多くの人々にジェネリック医薬品についての認識を深めてもらい、幅広く利用されれば医療費の軽減が図れ、また、医薬品使用の正しい知識を持つことも健康保持増進の基本と思います。



被保険者の加入状況

項目	
総人口	14,251人
総世帯数	5,060世帯
国保加入世帯数	2,441世帯
国保被保険者数	4,445人
国保被保険者加入率	31.19%

(平成27年1月1日現在)

宇都宮市から東へ31km、茨城県との県境にある茂木町は八溝山系にあり、標高150mから200mの山地が3分の2を占める自然豊かなまちです。北部を流れる清流那珂川は関東の四万十川とも呼ばれ、鮎や鮭の季節には太公望で賑わっています。

第107回
茂木町

安全・安心で健康に過ごせるまち

道の駅「もてぎ」全国モデルに

平成8年に栃木県第1号に登録された道の駅「もてぎ」は、国土交通省選定の地方創生の拠点となる全国のモデル道の駅6カ所のひとつに選ばれました。真岡鉄道のSLやツインリンクもてぎなど地域の魅力へのアクセスポイントとしての「ゲートウェイ機能」やユズなど特産品を加工する「もてぎ手づくり工房」を整備し、6次産業化の推進としてオリジナル商品を開発、販売しています。

その他、防災啓発のための防災館併設など地域防災拠点としての取り組みなどが評価され、現在では入込客が年間140万人を超えるまでとなっています。



町のマスコットキャラクターゆずの妖精「ゆずも」のつるしびな

「子どもには夢を、若者には希望を、お年寄りには安心を」をテーマに、人口問題を最大の課題ととらえ、「雇用、子育て、教育、健康、環境、観光、定住の6つのKと1つのT」をキーワードに、町民の皆さまが安全・安心で健康に過ごせるまちを目指しています。

住民課

住民課には住民係、国保年金係の2つの係があります。国保年金係には職員4名、嘱託職員1名が在籍し

ており、保険給付、資格の得喪、被保険者証の発行、特定健康診査、レセプト点検など国保に関する業務と、後期高齢者医療や国民年金に関する業務を行っています。

速やかな窓口対応を心がけて

週及による国保の得喪や擬制世帯主などの履歴修正、保険証の使用確認といった時間を要する業務の場合、お客さまを待たせないよう、複数の職員で対応するようにしています。また、期限内の不当利得返還手続きに応じない方に対しては、諦めずに何度も連絡をし、来庁するように促し、給付の適正化に努めています。

ねんきんネットの活用促進

国保の資格喪失届を提出していない方をねんきんネットを活用してリストアップし、勧奨通知を出しています。滞納世帯の場合は税務課と連携して手続きを促し、資格の適正化に取り組んでいます。

58・4%の後発医薬品数量シエア

後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知は、平成24年8月から年2

回の発送を開始しました。厚生労働省で掲げた「平成30年3月末までに、後発医薬品の数量シエアを60%以上にする」目標に対し、平成26年11月末現在、茂木町では58・4%の数量シエアを占めており、年々上昇しています。今後も使用促進の施策に取り組みます。

税務課

税務課には賦課係、徴収係の2つの係があり、職員11名、臨時職員1名が在籍しています。

収納率前年比4・5%増

平成25年度の国保税の収納状況は、現年度分が94・97%、滞納繰越分が14・41%、合計79・43%でした。平成26年12月31日現在の徴収率は、現年度分71・7%、滞納繰越分が17・05%、合計60・57%であり、滞納繰越分については前年比4・5%増となっています。（現年度分については納期変更に伴い比較対象外）

約6割が口座振替による納付

国保加入手続きの際には、口座振

替による納付を推進し、現在では約6割の方が利用しています。コンビニ収納も年々増加していますが、さらなる収納率向上を目指し、納税者の利便性も考え、多様な納付方法に対応できるよう検討していきます。

調査・聞きとりなど頻繁に実施

滞納者に対しては、変化する収入状況を把握するため、収支や家庭状況調査・聞きとり・通知・連絡は頻繁に行っています。滞納を現在額より増やさないう、また、最終的には自主納付が心掛けられるような指導を実施しています。さらに、滞納状況に応じて、文書・封筒の色を平成26年度より変更して通知。期限内納付の重要性・警告も含めて認知してもらえよう、催告方法・様式等の工夫を行いながら、今後も積極的滞納処分を実施していきます。

保健福祉課

保健福祉課には福祉係、高齢介護係、地域包括支援センター、保健予防係の4つの係があり、職員13名、嘱託職員12名が在籍しています。

束をして約束を破った場合で財産がある場合や、財産調査をして新たな財産が見つければ誓約書どおり差押えればよいのですから。

これをやるようになって職員の方々は相手の言いなりになることなく、ファイナンシャルプランナーのように行きませんが、それに近い形で滞納者と接するようになってきました。

11 早め、早めの差押と停止処分

少額分納を認め滞納額を増やしたり、催告書を何回も送るだけで財産調査もしない事案は滞納金額が膨らむだけです。皆さんも仮に借金をして請求もないからと支払わずにいたとした場合に、金額が膨らんでからいっぺんに支払えといわれたら困ると思います。これと同じで滞納金額が多くなってから払えといっても、一度に支払える人は少ないと思います。

滞納整理の基本は、滞納額の少ないうちにアクションを起こすことだと思います。何回も催告書を送るのではなく、金額の少ないうちに財産調査をし、早めに差し押さえて完結させる。こうすることが何より滞納者のためなのです。そして滞納者に

は納期内に支払わないと差押えられるという意識を持ってもらい、優良な納期内納税者になってもらうことが大切だと思います。

八丈町では今後、現年分でも積極的に差押をしていくことを職員の方々と確認しています。

では、早めに財産調査をして財産がない方はどうするかですが、やはり停止処分を早めに行うことだと思います。別掲執行停止案件財産調査チェック表を使い、財産がないことが分かった時点で執行停止にするべきだと思います。

執行停止案件 財産調査チェック表	
※この表は財産調査員が、執行停止案件であることを確認した上、滞納者への財産調査の結果を記入する。	
滞納者氏名	住所
滞納者住所	滞納者
1. 滞納の理由	<input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者) <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日 <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日 <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日
2. 滞納の事実	<input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者) <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日 <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日 <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日
3. 滞納の状況	<input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者) <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日 <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日
4. 滞納の状況	<input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者) <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日 <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日
5. 滞納の状況	<input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者) <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日 <input type="checkbox"/> 滞納者(滞納者)～滞納者(滞納者)14日

執行停止案件財産調査チェック表

国保の場合、料の場合は2年、税の場合は5年で時効です。料の場合は時効が早いのでいちいち執行停止処分として1件1件やっていたら時間が足りませんので、このチェック表を使い停止処分相当として2年後

に不納欠損で落とすようにするといいのではないかと思えます。

八丈町のように税であれば、早めに停止処分を行うことで時効の5年を迎えることなく不納欠損で落とすことができます。財産もない徴収できない事案を何時までも抱えている必要はないのです。

国保の場合、収入がなくてもかかりますので新しく発生した分をどうするかという問題が出てきますが、資力が1～2年で回復するのは稀なケースなので、関連で落としていけばよいと思います。ただし組織として基準を決めて不納欠損にする前に再度財産調査をすべきだと思います。

12 最後に

これまでとりとめもなく書いてきましたが、いかがでしたでしょうか。反対意見の方もいると思います。しかし今八丈町では今まで書いてきたことを地道にやっていくことで確実に別掲搜索・差押等実績表のとおり行動量が上がっており、同時に徴収率もわずかですが上がってきています。平成25年の決算数字は別表のとおり(八丈町町税の推移参照)となっております。

私はここ八丈町を、納期内に納税してくださっている9割のかたがたに目をむけて仕事をすること、残り数%の滞納者の財産を法律どおり差し押さえることが当たり前な自治体になりたいと思っています。

この仕事は公務員の仕事の中でもっとも嫌な仕事のひとつといわれています。皆さんも大変だとは思いますが、お体に気をつけて頑張ってくださいたいと思っています。

この1年お付き合いいただきありがとうございました。



◎八丈町町税の推移

税目	年度	24	25	前年度差	26年12月末	25年12月末	前年同月
町税現年課税分		96.05	97.81	1.76	71.8	72.3	-0.5
町税滞納繰越分		19.50	26.97	7.47	20.7	20.7	0
町税現繰計		85.99	89.61	3.62	67.4	66.3	1.1
国保税現年課税分		88.01	94.81	6.8	65.8	65.7	0.1
国保滞納繰越分		21.78	20.66	-1.12	22.4	14.8	7.6
国保税現繰計		67.29	72.43	5.14	54.2	50.3	3.9

八丈町徴収率の推移

◎平成 25 年度滞納整理における行動量

差押件数 (24年度)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
不 動 産	0	0	0	0	2	1	0	1	0	2	0	1	7
動 産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給 与	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	2	6
預 金	0	0	0	0	2	1	2	0	3	0	0	0	8
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車 (タイヤロック)	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3
計	0	1	0	1	5	2	3	2	5	2	0	3	24

差押件数 (25年度)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
不 動 産	0	1	0	0	1	0	0	4	2	3	2	1	14
動 産	1	2	1	1	2	5	2	3	2	2	1	0	22
給 与	0	0	2	0	3	1	0	1	2	2	0	0	11
預 金	0	1	2	1	6	1	7	0	2	2	0	1	23
その他 (保険)	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	2	0	5
車 (タイヤロック)	1	1	0	0	2	0	1	1	3	2	2	0	13
計	2	5	5	3	14	8	11	9	11	11	7	2	88

搜索経過 (25年度)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
搜 索 回 数	1	2	1	1	2	6	2	4	3	4	3	1	30
完結等による中止	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	2	1	7
計	1	2	1	1	4	7	2	4	3	5	5	2	37
生 活 保 護	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	3
過 払 金 発 見	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

インターネット公売 (25年度)

	実施時期	出品点数	見積価格	落札点数	落札額
第一回	8月～9月	28	51,100	26	198,175
第二回	9月～10月	25	16,530	25	64,160
第三回	1月	18	45,410	中止	中止
第四回	2月～3月	64	161,510	60	828,243
計		135	274,550	111	1,090,578

税外債権 (25年度)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
保 育 料 (差押)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
給食費 (支払督促)	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	5
住宅使用料 (支払督促)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
給 食 費 結 果	和解3件、給与差押1件、全額支払いによる取下げ1件												
住 宅 使 用 料 結 果	給与差押1件												

八丈島における搜索、差押等行動実績

プロフィール

ほり ひろはる
堀 博晴

東京都八丈町税務課徴収係長、NPO法人ローカルガバメント・ネットワーク理事長
昭和42年江戸川区役所に入都。東京都総務局小笠原支庁、同和対策部、災害対策部
主税局足立都税事務所整理第二課長、新宿都税事務所整理第二課長、練馬都税事務所納税課長、課税部軽油特別調査室副参事、
徴収部機動整理課長、徴収指導室長を歴任。
機動整理課長の時、全国で初めてのインターネット公売を実施し成果を上げる。
「ネット公売を全国に広げたい」と、自らヤフーのスタッフ募集に応募しヤフー株式会社に入社。インターネット公売の説明
に全国の自治体を飛び回る。
平成23年よりNPO法人 LG Netを設立し、理事長に就任。平成24年11月ヤフー定年退職、平成25年3月より現職。
著書には、インターネット公売のすべて(ぎょうせい)、自治体増収大作戦-インターネットが変えた-(ぎょうせい)がある。
平成17年~厚生労働省国民健康保険料(税) 収納率向上アドバイザー

習慣化の科学

株式会社キャンサーキャン
石川 善樹・川本彩多利



こんにちは。習慣化の科学について連載させて頂いております。最終回となる本号では、スタンフォード大学医学部予防研究センター（以下、センター）で提供されている、習慣の科学に基づいた最新の健康増進プログラムを視察させて頂いたので、ご紹介いたします。

センターが提供するプログラムは、過去にアメリカで行われた疫学研究および行動科学研究に基づき構成されており、特に3つの特徴を有しております。1つ目は、「5つの健康行動 (Big5)」のみに注目していること、2つ目に、対象者を「行動変容の準備が出来ている人」に絞っていること、3つ目に、「人間の行動に影響を与える10の心理的要素」に注目していることとあります。以下、それぞれについて具体的に紹介いたします。

特徴1. 「5つの健康行動」

過去の疫学研究の成果により、「運動、食事、喫煙、飲酒、ストレス」という5つの健康行動が、人間の健康に多大な影響を及ぼすことが報告されております。センターでは、この5つの健康行動のみに焦点を絞り、

その変容を行うことを目的として、各種健康増進プログラムを提供しています。

私たち視察団から、「人間の行動に影響を与える行動はほかにもあると思うが（例えば生きがいをもつ、など）、何故この5つの行動のみに注目しているのか？」という質問をしたところ、センター長である Wess 博士は、「確かに、何をもって健康行動とするかは、社会的・文化的背景が異なれば、当然異なります。そのため、日本で私たちのプログラムを導入する場合には、日本の文化的・社会的背景に沿った形で、修正していく必要性が当然出てくると思います。我々のプログラムに関して言えば、過去の疫学研究に基づき、運動、食事、喫煙、飲酒、ストレス、の5つの行動のみに注目しておりますが、今後日本で我々のプログラムをどのように形を変えて導入していくのか、色々と情報交換しましょう」という回答を頂きました。

その後、センターのスタッフの方からも、5つの行動のみに注目する利点をご教授して頂きました。心理カウンセラーのバックグラウンドを持つ

スタッフの方からは、以下のような意見を頂きました。「私は色々な心の問題を持つ方を対象に、対処していく仕事をしてきました。もちろん、人間ですから、誰しもがなんらかの心の問題を抱えています。家庭の問題、親しい人との別れ、仕事を失う、などです。私がこのセンターの健康増進プログラムの考え方に共感を覚えたのは、それら心の問題にはあえて踏み込まず、具体的な5つの行動のみに注目することです。そうすることで、効果的な支援が可能になると、考えております。」

特徴2. 「行動変容の準備が出来ている人のみを対象とす」

センターの健康増進プログラムは、「行動変容の準備が出来ている人」のみを対象としている点が特徴です。換言すれば、行動変容の準備が出来ていない、あるいは行動変容する意思がない人に対しては、センターの提供するプログラムの対象外、ということになります。

対象外のポイントとしては、①誰か（家族や両親）のプレッシャーからプログラムに参加している人、②

簡単な解決法を期待している人、③何をすべきか指示されることを望んでいる人（自分で解決するんだという意志のない人）、④健康上の問題や他の人生の問題が、プログラムによって全て解決できると考えている人、です。但し、医師の勧めでプログラムに参加している人は、本人が行動変容を望んでいる限り、プログラム参加の対象とします。

確かに、対象者をこのように絞り込むことで、効率的かつ効果的に対象の支援を行うことが可能になると考えられますが、視察団からは以下のような意見が出ました。

「日本で行われている特定健診・特定保健指導の対象者は、必ずしも「行動変容の準備が出来ている人」ばかりではない。むしろ、全く行動変容の準備が出来ていない人に対して、いかにして動機づけをするか、ということも大きな課題の一つである。それに対しては、センターとしてはどのように考えるか？」

視察団の質問に対するセンターのWess所長から、以下の通り回答を頂きました。

「我々のプログラムは、「行動変容の準備が出来ている人」のみを対象としています。その点で、確かに日本でこれから行われようとしていることとは、事情が異なります。我々のプログラムで重視していることは、常に参加者の立場に立つことであり

ます。プログラムの参加前に、1対1の面接を行い、「参加者は行動変容する準備が出来ているか?」「行動変容の過程は、参加者にとってエキサイティングなことか?」「実際に行動変容することは、参加者にとって本当に利益があることと感じているのか?」などの事項に対して改めて確認を行います。日本の新しい制度では、「行動変容の準備が出来ていない人」も対象にしなければならぬということでしたが、まずは「行動変容の準備が出来ている人」から始めてはどうでしょうか?そのような集団は、全体の20%かもしれないし、わずか5%かもしれない。しかし、その人たちがプログラム終了後、健康の伝道師となり、周りの人間、ひいては地域全体に影響を与えていくような仕組みを作る、というのはどうでしょうか?大事なことは、小

さくてもいいから、まずはきちんとした成果を出すこと。そしてその成果を一つずつ積み重ねていくことです。」

特徴3: 「人間の行動に影響を与える10の心理的要素」

「センターが提供する健康増進プログラムの最大の特徴は何か?」という視察団の質問に対し、センターのスタッフからは「サイエンスに基づくプログラムであること」と明快な回答を頂きました。「では、何をもってサイエンスとしているのか?」という更なる質問に対し、「それは、SHALA (Stanford Health and Lifestyle Assessment) にエッセンスが凝縮されている」との回答を頂きました。

SHALAとは、参加者の健康状態を把握するためにセンターが用いている自記式診断シートであり、その最大の特徴は、行動科学の過去の知見に基づき、「人間の行動に影響を与える10の心理的要素」について網羅的に質問していることとあります。

以下、センターが用いる10の心理的要素について、実際の質問項目をご紹介します。

人間の行動は直接変化するものではなく、上記したような心理的要素の変容を通じて、行動変容が起こると考えられています。センターのプログラムは、上記した心理的要素の変容を起こすことを目的として構成されてきました。



SHALAの10の心理的要素

問：以下の健康行動のうち、あなたが最も興味があるのはどれですか？一つだけ選んでください。

- 食生活の改善
- 身体活動の向上
- ストレスの軽減
- 禁煙
- 減量
- その他

今、上記の中から一つお選びになった行動についてお伺いいたします、下記のそれぞれの項目に対して、自分自身が当てはまるかどうか、お選び下さい（選択肢は、当てはまるor当てはまらない）。

- (a) 自信（自己効力感）：“私は行動変容を成功させることに対して、自信を持っている”
- (b) 自己統制感：“行動に影響を及ぼす要因は、私のコントロール下でない”
- (c) 主観的障害：“私は行動変容をする上での障害を、乗り越えることができる”
- (d) 知識：“どのようにして行動変容をしたらよいか、十分な知識がある”
- (e) モチベーション：“私は行動を変容するのに、十分なモチベーションがある”
- (f) 主観的脅威：“現在の行動を続けていると、将来健康に深刻な問題が起こる”
- (g) 結果予期：“もし行動変容に成功したら、決定的な利益がある”
- (h) 主観的サポート：“私は友人や家族、同僚の助けを借りて、行動変容を起こすことができる”
- (i) 健康の価値観：“私の人生で、健康の優先順位は高い”
- (j) 行動変容への準備性：“私は行動変容する準備が出来ている”

10ある心理的要素の中でも、特に「自己効力感」に着目したプログラム内容となっており、自己効力感を高めるために有効であると指摘されている、「ステップバイステップ法（小目標を立て、段階を追って実施していく方法）」「セルフモニタリング法（目標に向かう途中の自分の行動や気持ち、感情を記述する）」「ピアラニング法（自分と同じような立場で、自分と同じような行動変容の目標をもつピア（仲間）から学ぶ）」「リフレイミング（目標達成に失敗した時に、自分を責めるのではなく、ポジティブに解釈する）」「セルフリワード法（ある行動をとったら、自分に対して報酬を与える）」「生きがい連結法（長期的目標と短期的目標を結びつける）」などがプログラムの中心的な構成要素となっております。

4. まとめ

最後に改めて、センターのプログラムの特徴をまとめます。

一つ目は、数ある健康行動の中でも、Big5（運動、食事、ストレス、飲酒、たばこ）のみに注目していることです。

*ご意見・ご感想は、下記までお願いいたします。

石川 善樹 (いしかわよしき)
株式会社キャンサーズキャン
〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-8-3 イオレ渋谷ビル5階
TEL : 03-6427-8875 FAX : 03-6427-8895
Mail : ishikawa@cancerscan.jp
川本彩多利 (かわもとさおり)
Mail : kawamoto@cancerscan.jp

プロフィール

石川 善樹 医学博士
東京大学医学部健康科学科卒業後、ハーバード大学にて最新の健康づくりを研究。
現在は、株式会社キャンサーズキャンにて、日本各地の健康づくりに取り組む。

川本彩多利
慶應義塾大学環境情報学部卒業。現在は、株式会社キャンサーズキャンで、地域の健康づくりに従事。

二つ目に、プログラムの参加者は、「行動する準備が出来ている人のみ」を対象が絞られております。プログラム参加希望者は、5つの健康行動の中から、自分がこれから変えていくことに「最も興味のある」行動を一つ選び、それに適したプログラムに参加します。

三つ目に、行動科学の知見に基づき、行動変容に影響があると報告されている、10の心理的要素に注目していることです。10の中でも特に「自己効力感」に着目したプログラム内容となっております。

特定保健指導参加率アップに向けて

日光市 保険年金課保健事業係 保健師 富田美智子

特定健診、特定保健指導の参加利用率を向上させるべく24年度、保険年金課に保健事業係が新設され、保健師2名（うち1名は係長）、事務職2名が配属となりました。主に特定保健指導を中心に、今までの取り組み状況をお伝えします。

★実施率39・4%に上昇

特定保健指導対象者は、毎年1000名弱です。20年度より委託により実施していましたが、参加率は10%程度と低迷していました。25年度の特定健診等第2期計画の施行に併せ、改めて業者の選定を行い5年間の委託契約により特定保健指導を実施しています。保健事業係の保健師は、特定保健指導の実施者になるのではなく、あくまでも、参加勧奨をし、参加に結びつけることを主たる役割として取り組んでいます。今までの状況を分析したところ、勧奨が十分でなかったため、勧奨資材の工夫、申し込みがなかった方への通知の再送、電話勧奨などを実施したことで、25年度の実施率を39・4%まで上昇させることができました。

★選べる特定保健指導

運動教室を付加した教室（会場）方式と、栄養士による訪問（個別）方式、どちらかのプログラムから選択することができ、教室方式では、1人では続かない、運動を始めるきっかけにしたい、運動をしているのに痩せないという方が希望されています。運動教室で、「スクワットを始め、回数を増やせるようになったら、尿モレをしなくなり、旅行にも気がねなく行けるようになった」と、減量以外の効果も聞かれました。訪問方式では、運動が苦手、ゆっくりと話をしたい、仕事の時間が不規則という方が選択しています。食事づくりを担当する奥さまも一緒に話を聞くことができ、奥さまや家族が日々の取り組みの支えになり、家族を巻き込んだ健康づくりにつながっているとの声があります。

★参加者にはもれなく特典付き

参加の動機付けと、自宅での取り組み支援の一環として、参加者にはプレゼントを用意しています。参加者全員に、「日光市出身のメタボな中年ヒーロー」「日光仮面」のオリジナル

グッズを毎年作成し全員にプレゼントしています。さらに、運動教室では、自宅でのトレーニングで使えるエクササイズボールもしくは、食べ物の消費カロリーとそのカロリーを消費するための歩行時間が書かれたカロリーブック、栄養士による訪問方式では、目盛付きのお茶碗をプレゼントしています。どれも、その日から使えると好評です。



日光仮面のオリジナルグッズは、参加者全員にプレゼント

★若年者へも特定保健指導を開始

25年度から、39歳以下の被保険者にも特定保健指導を開始しました。

日光市の国保は、生活習慣病が占める医療費の割合が県内14市の中で一番高く、特に男性は女性に比べ、40代からメタボ該当や服薬者が多い傾向にあります。このような状況から、若年層からの生活習慣病対策を講じることで、働き盛り年代以降の重症疾患発症を予防することを目的に開始しました。

以前から、19歳～39歳までの市民を対象に一般健診を実施していましたが、腹囲の測定を追加し、メタボ判定及び階層化をします。代謝もよく運動能力も比較的保持されているため、「動機付け支援」の内容で、40歳以上の特定保健指導と同じ内容で委託して実施しています。25年度の参加率は、24・5%と決して高くはありませんが、結果票にメタボ判定や階層化が表記されることで、意識及び行動の変容をねらい、長期的視点で特定保健指導該当率を低下させることを目指しています。

★特定保健指導利用へのさらなる工夫

特定健診の受診率は、多岐にわたる受診勧奨の効果もあり、年々受診

率がアップしています。特定保健指導は、特定健診のように毎年アップとはいかず、26年度は、前年度と比べ、5%程度、下がる見込みです。一人当たりの医療費が県下1位の日光市。市民一人一人が、いつまでも元気で自分らしく過ごすことができる一助として特定保健指導を利用していただけようさらに工夫をしていきたいと思えます。



ノルディックウォーキングで消費エネルギーアップ!



みんなでだいや川公園をウォーキング



運動教室の様子

笑顔があふれ元気で心あたたまるまち

— 那珂川町 —



○思春期教室

命の大切さを知ってもらうことを目的として、小川中学校の2年生全員を対象に思春期教室を開催しました。

講師の浅川まり子助産師による講話のほか、那珂川町で生まれた赤ちゃんとそのお母さんにもご協力をいただき、本物の赤ちゃんの抱っこも体験しました。

ご協力いただいたお母さんからのエピソード♥ ベबीカーを押しながらスーパーで買い物している時、小川中学校の生徒さんから「何かお手伝いしますか？」と声を掛けられました。不意にあたたかい言葉を掛けてもらえて嬉しく、感動しました。

○親子の絆づくりーベビープログラムー

那珂川町では子育て支援事業の一環として、母親の育児不安軽減を図ること、同じ立場の仲間づくりを通じて孤立する母親を減らすことを目的として親子の絆づくりプログラムを実施しています。

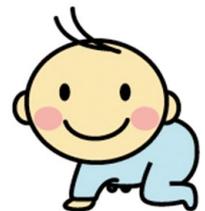
初めて赤ちゃんを育てているお母さんとお子さんのためのプログラムです。
全4回のプログラムで毎回いろんなテーマで参加者の皆さんと一緒に考えたり話し合ったりします。

第1回 新しい出会い

第2回 赤ちゃんのいる生活

第3回 赤ちゃんの接し方

第4回 親になること



参加したお母さんからのエピソード♥ 泣く理由がわからなかった時に参加できたので、理由がわかった後に子どもに対して今までよりも接し方が変化しました。/初めての子育てに不安を感じていましたがプログラムに参加して、ママ同士の繋がりができました。/些細なことでも相談しながら、楽しい時間を過ごせるようになりました。

私の趣味と健康法

ゴルフと歩くことが健康の源

栃木市保険医療課 課長

村上 賢司

私は栃木市保険医療課の村上と申します。保険医療課は1年目の新人です。保険医療課には40代前半に在籍したことがあります。その頃には後期高齢者支援金や介護納付金もなく、高額療養費の限度額も単純でした。4月に異動してきて今の制度の複雑さに驚き、課の職員に色々教えてもらっている毎日です。

さて、本題に入りますが、私は若いころは、夏は野球、冬はスキーと1年中スポーツをしていました。特に野球は、平日仕事が終わった後、春から秋は旧市役所庁舎の裏にある小学校の校庭で毎日ノックを受け、冬は毎日ランニングをしていました。

そのおかげで、身長176センチの私は、体重70キ、ウエスト78センチを40歳まで保っていました。40歳を過ぎた頃から、毎日していたスポーツをしなくなり、50歳を過ぎたころにはウエストが98センチになってしまいました。

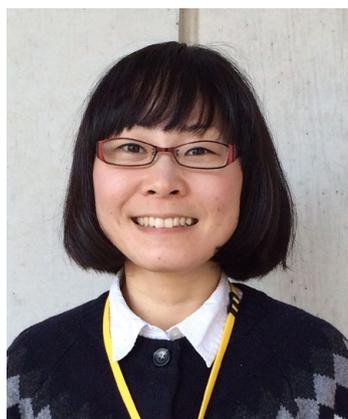
これではいけないと、通勤を自動

車から歩きに変え、片道約20分の距離を歩くようにしました。最初は20分歩くのも大変で歩幅も狭くゆっくり歩いていましたが、最近は歩幅を広く早く歩くようにしています。歩くことも苦ではなくなり、出かけるときもできるだけ歩くようにしています。そのおかげで今ではウエストが84センチのストラックスも履けるようになりました。若いころの体型に近づけるように、これからも続けていきたいと考えております。

私の趣味はゴルフです、時間があれば練習場に行き練習をしています。なかなか練習の成果はでませんが、仲間と一緒に自然の中で楽しくゴルフをしていると、嫌なことを忘れることができ、精神衛生上非常に良いと思っています。ゴルフは年を取ってもできるスポーツです。好きなゴルフが長くできるよう、これからも健康の保持増進に心掛けていきたいと思っております。



職場の仲間（筆者前列左から2番目）



毎日が勉強です

市貝町
町民暮らし課 国保年金係
主 事

こ たき ま ゆ か
小 滝 真由香

国保経験年数 3年

- ① さそり座
- ② A型
- ③ 減量
- ④ 便利家電
- ⑤ 楽器(ベース・トランペット)
- ⑥ 納得は全てに優先する
- ⑦ ゲームに没頭する
- ⑧ 家を建てること
- ⑨ 芝ざくら公園が見どころです。2.4ヘクタールの植栽面積を誇り、春には視界いっぱい広がる芝ざくらのじゅうたんが見られます。また、お越しの際にはぜひ道の駅サンバの里いちかいにもお立ち寄りください。
- ⑩ 国保制度については、担当になってみて初めてわかったことばかりです。この難しい制度を少しでもわかりやすく住民のみなさまに伝えるため、毎日が勉強です。



継続は力なり

真岡市
国保年金課 保険税係
主 査

お お ぜ き み ほ
大 関 美 穂

国保経験年数 1年

- ① てんびん座
- ② O型
- ③ ハーフマラソン
- ④ 家族の健康
- ⑤ 時々 ジョギング・時々 ピアノ
- ⑥ 継続は力なり
- ⑦ きちんと睡眠をとること
- ⑧ ホノルルマラソン
- ⑨ 質・量ともに日本一を誇る「いちごのまち」、子どもたちの夢とロマンを運ぶ「SLが走るまち」が真岡の自慢です。今度D-51がやってきますので楽しみです。
- ⑩ 国保の仕事に携わって1年が経ちました。国保制度は複雑で、日々勉強の毎日ですが、市民の方が健康的で安心して生活が送れるよう、分かりやすい案内を心掛けています。今後も幅広く知識を深めていくよう努力していきたいです。

平成26年度保健事業専門研修（第2回）

未受診者の自己効力感を高めていく工夫を

特定健診・特定保健指導法定報告の結果及び国保データベースシステムを活用したデータヘルス計画の策定に向けた取り組み方法や、効果的な特定健診受診勧奨の方策等についての研修会を、1月26日、国保連合会9階会議室で開催し、市町担当職員等47名が出席した。



情報交換会では活発な意見交換が行われた

現状分析により健康課題を抽出し、医療や健診、介護などの情報を用いて課題の重要性や意義を評価したうえで策定するデータヘルス計画。国保データベースシステムを活用することで、地域の現状把握や健康課題が明確になり効果的な保健事業の展

開に繋がることから、本会担当職員より国保データベースシステムから実際に出力される帳票を用いて、データヘルス計画策定にあたっての具体的な活用方法を、ある町のデータを活用しながらワークシートに沿って説明した。

また、株式会社キャンサーズイン大和田裕一氏より「データを活用した個別通知による受診行動を起こさせる工夫」と題し、不定期受診者への勧奨方法等、対象者を絞り込んだ受診勧奨の施策を講演いただいた。

最後に、各市町が実際に行った特定健診受診勧奨に係る情報交換会を実施。研修会を終えて、参加者からは「対象者別アプローチ方法が参考になった」「他市町の取り組みを直接聞くことができ大変参考になった」などの感想が寄せられた。

未受診者の勧奨に必要なことは、自己効力感を高めることが大切。データを活用し対象者を絞り込んで、住民に響く受診勧奨を効率的に実施する必要性を学んだ研修会となった。

平成26年度国民健康保険料（税）徴収事例研究会

滞納整理の基本原則を知る

国民健康保険料（税）の徴収事務に従事している職員に対し、滞納案件の具体的な対応や徴収の取組状況に関する事例研究を行い、収納率の向上を図ることを目的とした「平成26年度国民健康保険料（税）徴収事例研究会」を1月30日、国保連合会9階会議室で開催し、県内の徴収事務担当者等34名が出席した。



篠塚氏による助言のもと、研究協議を実施

し、参加者からの質疑やコーディネーターからの助言のもと、研究協議を実施した。

続いて、株式会社全国地方税徴収実務機構チーフアドバイザー篠塚三郎氏より、「滞納整理の実務について」と題し講演が行われた。「滞納整理は、取る・待つ・落とすことの組み合わせ。早期着手と早期処分を念頭に、適正な債権管理を実施してほしい」と述べた。

終了後出席者からは、「積極的に滞納整理を実施したい。長期滞納の原因は滞納者だけでなく、徴税吏員にもあるということを中心に、今後徴収事務を行っていききたい」などの感想が寄せられ、実りある研究会となった。

栃木県保健福祉部国保医療課入野好市課長からの主催者あいさつ後、平成26年度徴収アドバイザー派遣事業対象市である、真岡市収税課収納対策係主査仙波万知氏及び矢板市税務課徴収班主任松本隆志氏が、徴収アドバイザーからの指導事例を発表



講演を聞く出席者



関東ふれあいのみち 「鯉と山あいのみち」を歩こう

立春前の晴天に恵まれた日、日差しの温もりを感じながら、田園風景と鎌倉山からの眺望を楽しめるコースを歩きました。

土日祝日を中心に、蒸気機関車が運転されていることでも有名な真岡線の最終駅である茂木駅をスタートし、途中、緩やかな山道を登ると城山公園（茂木城跡）に到着します。公園からは町を一望することができます。四季折々の花も楽しめるとのこと。

公園を抜け荒樫神社を見ながら山里の田園地帯を抜けると、鎌倉山への道へと続きます。とちぎ景勝百選にも選ばれている山頂からは、那珂川の清流と田園風景が一望できます。晩秋から初冬の日の出前には雲海が楽しめることでも有名な鎌倉山ですが、これからの季節、まずはコース随所に見られる桜の花を眺めつつ、春の訪れを感じてみてはいかがでしょうか。



今回紹介したウォーキングマップは、
「栃木県/関東ふれあいのみち」
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/intro/shizen/kouen/kantoinde.html>) を転載しております。

参考データ

歩数：13,802歩 実際歩いた距離：9.6km
 所要時間：1時間50分（休憩含む） 消費カロリー：402kcal（約カレーうどん1杯分）
 ※なお、上記データは編集者が歩いたデータになりますので、コース上の記載データとは異なります。

国保連合会からのお知らせ



ことし、メタボ健診をしましょう!

特定健診受診率向上を目的とした啓発用ポスターを作成し、県内の保険者等に配付いたしました。

年1回の健康チェック!あなたと家族の笑顔のために、特定健診を受診しましょう。

特定健診受診について、国民健康保険加入者の方につきましては、詳しくはお住まいの市や町の健診担当窓口までお問い合わせください。

交通事故にあったとき

国保で治療を受ける場合は、まず国保に連絡を

交通事故などで第三者(加害者)から受けた傷病の治療にかかる医療費は、原則的には加害者の全額負担ですが、国保で一時的に医療費を立て替えることができます。その場合は後日、国保が加害者に請求します。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国保が使えなくなる場合があります。示談の前に必ず国保に届け出てください。

届出の手順

1. 警察に届けましょう

交通事故にあったら、すみやかに警察に届出をして「交通事故証明書」をもらいましょう。

2. 国保で治療を受けるとき

国保担当窓口にご相談の後、保険証を病院の窓口へ提出して治療を受けてください。国保が一時加害者に代わって医療費を支払います。国保担当窓口にて届出に必要な書類を受け取り、後日提出してください。国保が加害者に医療費を請求します。

◎届出に必要な書類

第三者行為による傷病届、交通事故証明書などその他必要書類

栃木の国保 vol.65
2015.3/SPRING

編集者 寺内誠一
発行者 栃木県国民健康保険団体連合会
〒320-0033 宇都宮市本町3番9号
☎028-622-7242
編集 (株)松井ピ・テ・オ・印刷
〒321-0904 宇都宮市陽東五丁目9番21号
☎028-662-2511/FAX028-662-4278



皆さまのご協力によりまして、1年間無事に機関誌を発行することができました。心より感謝申し上げます。今回お届けする春号。春と聞いてイメージするものは、男女共に1位は「お花見」とのこと。春の花イコール桜と思う方が多いようです。他には入学(入社)、卒業、出会いなど、なかには花粉症という方もいらっしゃるかもしれません。春の到来。皆さまは何をイメージされますか。

ことし、メタボ健診を しましょう！

メタボ健診は
特定健診のことです



長寿大国である日本は、世界でも有数の介護大国でもあります。
介護が必要になる疾病の多くは、メタボが原因。
予防のためにもメタボ健診を受けませんか？

栃木県市町国民健康保険・栃木県国民健康保険団体連合会